

報 告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

損害賠償の額の決定について

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成23年2月7日

新居浜市長 佐々木 龍

- 1 損害賠償の額 37万円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)
- 3 事故の概要

平成23年1月13日午前11時45分頃、新居浜市立南中学校駐車場（庄内町二丁目4番47号）において、給食物資を配送中の公用車が後進した際、駐車中の普通自動車に接触し、車両を損傷させた。